

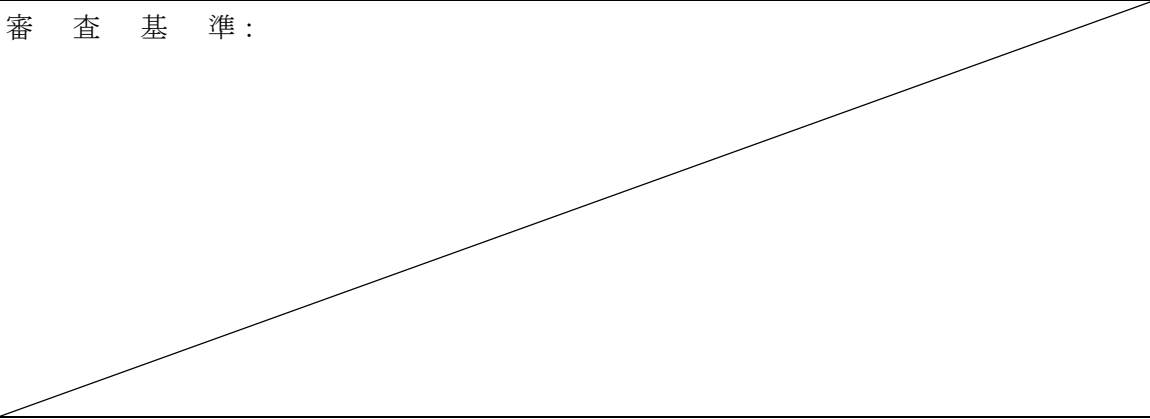
審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第 1 項
処 分 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第 1 項第 1 号～第 3 号、第 5 号～第 6 号、同第 2 項（譲渡又は譲受けの許可）、同第50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 2 条（譲渡の許可の申請）、同第 3 条（譲受けの許可の申請）、同第 4 条（無許可譲受数量）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等、火薬類の譲渡又は譲受けの目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：3 日以内
申 請 先：申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：

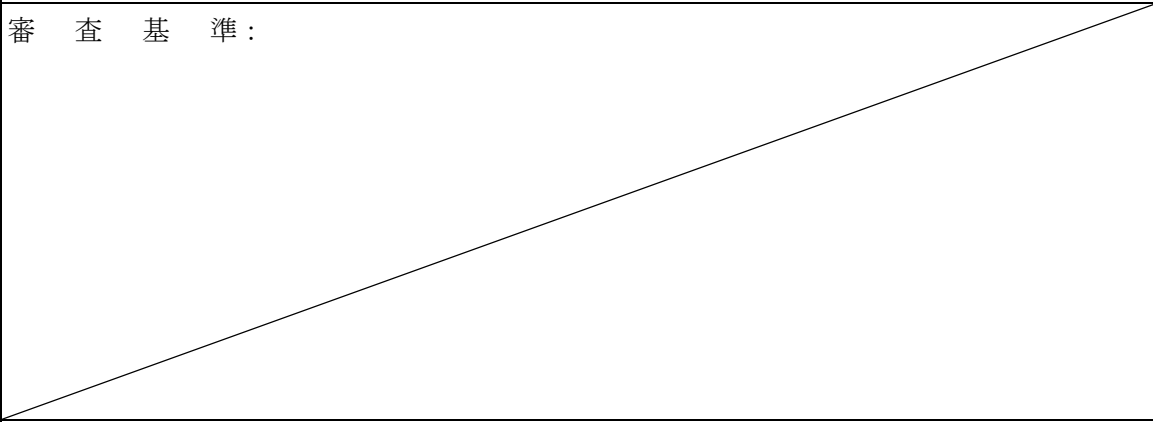
審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第 8 項
処 分 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第 8 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 7 条第 1 項（譲渡許可証等の再交付の申請）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：

審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第 4 項
処 分 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第 8 項、同第19条第 4 項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第 5 条（運搬証明書の再交付の申請）、同第 8 条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：1 日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：

審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第24条第 1 項
処 分 概 要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第24条第 1 項～第 2 項（火薬類の輸入の許可）、同第50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 9 条第 1 項（輸入の許可の申請）、同第13条（申請及び届出の手続）
審 査 基 準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等、火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標 準 処 理 期 間：5 日以内
申 請 先：申請書は、陸揚地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：

審 査 基 準

令和 3 年 3 月 22 日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第25条第 1 項
処 分 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第25条第 1 項～第 2 項（猟銃用火薬類等の消費の許可）、同第50条の 2（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第11条（消費の許可の申請）、同第12条（無許可消費数量）、同第13条（申請及び届出の手續）
審 査 基 準： 当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるとき は、許可しない。
標 準 処 理 期 間：5 日以内
申 請 先：申請書は、消費地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線 3414）
備 考：